

中央卸売市場（南港市場）発注の物品供給等契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	種 目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	電動鋸(H080)用部品ほか11点 買入	19:産業用機器	花木工業(株)	1,926,980	令和7年1月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	-
2	大阪市中央卸売市場南港市場仲卸棟冷却塔修繕	19:産業用機器	空研工業(株)	1,210,000	令和7年2月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
3	ブリスケットソー(MG-1E)用部品ほか11点 買入	19:産業用機器	花木工業(株)	1,897,280	令和7年3月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	-
4	令和6年度大阪市中央卸売市場南港市場市ボイラー設備修繕(その3)	19:産業用機器	(株)日本サーモエナー	1,919,390	令和7年3月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

電動鋸（H080）用部品ほか 11 点 買入

2 契約の相手方

花木工業株式会社

3 随意契約理由

本件は、牛のと畜解体作業において、牛のと体を懸垂した状態で背骨を二分割する際に用いる電動鋸（バスターVI、H080）、骨割りする際に用いるブリスケットソー（MG-1E）を構成する純正部品を買入れるものである。

電動鋸（バスターVI、H080）、ブリスケットソー（MG-1E）については、米国ジャービス社が開発した製品であり、同製品の純正部品である本件物品についても米国ジャービス社が製造しており、花木工業株式会社は、米国ジャービス社の関西地区唯一の代理店であり、販売においては同社のみの取扱いとなっている。

以上のことから、契約相手方を花木工業株式会社に選定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場南港市場仲卸棟冷却塔修繕

2 契約の相手方

空研工業株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、仲卸棟に設置されている冷却塔の構成部品であるファン及びモーター等が経年劣化に伴い機能が低下しているため、新品に取替えるとともに試運転調整を行うものである。

当該機器については、空研工業株式会社が製造したもので、修繕を実施するにあたり、その構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

以上のことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせ、契約を締結することができるのは空研工業株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

1 案件名称

ブリスケットソー (MG-1E) 用部品ほか 11 点 買入

2 契約の相手方

花木工業株式会社

3 随意契約理由

本件は、豚及び牛のと畜解体作業において、牛のと体を懸垂した状態で骨割りする際に用いるブリスケットソー (MG-1E)、及び背割りする特殊用途に用いる電動鋸 (H080) を構成する純正部品を買入れるものである。

ブリスケットソー (MG-1E)、電動鋸 (H080) については、米国ジャービス社が開発した製品であり、同製品の純正部品である本件物品についても米国ジャービス社が製造しており、花木工業株式会社は、米国ジャービス社の関西地区唯一の代理店であり、販売においては同社のみの取扱いとなっている。

以上のことから、契約相手方を花木工業株式会社に選定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ (電話番号 06-6675-2015)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市中央卸売市場南港市場市ボイラー設備修繕（その3）

2 契約の相手方

株式会社日本サーモエナジー

3 随意契約理由

本修繕は、南港市場本館棟蓄熱槽室に設置されているボイラー設備の修繕を行うものである。

当該ボイラー設備は、と畜解体における消毒用の温水を作るための設備であるが、その基幹部品である軟水器が故障しており、温水を正常に生成することができない状態であるため、本修繕にて軟水器一式を新品に取り替えるとともに、試運転調整を行う。

当該機器については、株式会社日本サーモエナジーが製造したもので、本修繕を実施するにあたり、その構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠であり、同社でなければ施工後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ない。

以上のことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせ、修繕を実施することができるのは上記業者のみであるため、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）